

平成24年第3回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年5月9日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度四万十町一般会計補正予算（第6号））
- 第 6 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第 7 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 議案第74号 平成23年度十和複合施設工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第11 議案第75号 四万十町汚泥再生処理センター建設工事請負契約の締結について
- 第12 発委第 6号 議員派遣の件について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第12まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（19名）

2番	榎野章君	3番	田邊哲夫君
4番	岩井優之介君	5番	中屋康君
6番	津野吉得君	7番	山上利嗣君
8番	緒方正綱君	9番	橋本保君

10番 堀本伸一君
12番 山岡義正君
14番 下元真之君
16番 森健吉君
18番 竹内常喜君
20番 宮地章一君

11番 林健三君
13番 吉村アツ子君
15番 下元昇君
17番 酒井祥成君
19番 岡峯久雄君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	高瀬満伸君	副町長	渡部睦君
政策監(医師確保)兼十和大正診療所事務長	左脇淳君	会計管理者	林正憲君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	企画課長	森武士君
商工観光課長	宮地正人君	管財契約課長	仲治幸君
税務課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君
建設課長	佐竹一夫君	環境課長	山脇一生君
町民課長	柴久幸君	健康福祉課長	市川敏英君
上下水道課長	高橋一夫君	教育委員長	中岡全君
教育長	宮崎勲君	教育次長兼学校教育課長	岡澄子君
生涯学習課長	野村和弘君	農業委員会会長	林幸一君
農業委員会事務局長	永尾一雄君	総務課財政班長	大元学君

太正総合支所

支所長兼地域振興課長 武内洋介君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長 岡本順一君

~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 田辺卓君  | 次長 | 武田枝里君 |
| 書記     | 津野寛子君 |    |       |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（宮地章一君） 改めましておはようございます。

ただいまより平成24年第3回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番津野吉得君及び18番竹内常喜君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、一昨日、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） 皆さんおはようございます。

本日の臨時会の会期につきましては、一昨日の議会運営委員会によって本日1日のみと決定をいたしておりますので、ここにご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日1日間であります。

お諮りします。

平成24年第3回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成24年第3回臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）、日程第4 承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上承認第1号及び

承認第２号の２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さんおはようございます。

それでは承認第１号及び承認第２号（四万十町税条例の一部を改正する条例並びに四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の２件の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成２４年３月３１日に公布をされまして、同年４月１日から施行となったことに伴うものでございます。

まず、四万十町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の条例改正に関係をする法律改正の内容といたしましては、第１点目といたしまして、平成２６年度課税分より、公的年金のみの所得の方について寡婦控除の申告義務を不要としたこと。２点目といたしまして、土地に係る固定資産税の各種の特例について、現行の仕組みが３年間延長されたこと。そして、３点目といたしまして、東日本大震災に係る居住用財産の敷地に係る特例が延長されることとなったところでございます。この改正に伴い、税条例の関連する条項について改正を行ったものでございます。

次に、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、法の改正に伴い本条例附則に東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加したものでございます。

以上、２件の条例改正につきまして、公布日から施行日までの期間が極めて短時間であったことから議会を招集する時間的な余裕がないものと認めまして、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

これより承認第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第5 承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度四万十町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、承認第3号専決処分の承認を求める議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付しました平成23年度四万十町一般会計補正予算（第6号）について、同法同条第3項の定めるところにより報告をするとともに議会の承認を求めようとするものでございます。

平成23年度四万十町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、繰越明許費の補正につきまして第1表に記載のとおり、翌年度に繰り越して使用するものとして精査をした結果、十和林業研修センター耐震工事設計委託事業の追加及び漁業集落環境整備事業の増額変更を行ったものでございます。

十和林業研修センター耐震工事設計委託事業の追加につきましては、本年3月に耐震診断評定審査を実施し、平成23年度中の業務完了を予定いたしておりましたが、認定審査会の結果、修正及び訂正が必要となりまして、修正後に再審査を受ける必要が生じたもので、次回審査会が翌年度の4月となることから設計委託料151万2,000円を繰り越して使用するものでございます。

また、漁業集落環境整備事業の変更につきましては、平成23年度中に用地の購入及び支障物件に係る移転補償契約を実施する予定でございましたけれども、土地所有者が近畿地方に在住をされておられまして、協力を得るまでに不測の日数を要し、年度内の執行が困難となったため、先に繰り越しを予定しておりました用地調査委託及び防災安全施設工事に加え、用地購入及び支障物件移転補償契約についても繰り越しを余儀なくされたもので、300万円を増額変更したものでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 承認第3号について質問してみたいと思います。

今町長から繰り越しの理由の説明もいただきました。特に6款3項の漁業集落環境整備事業の300万円の増額変更についてであります。ここにも、また、町長も理由にも上げられましたし、自分たちの資料の中にもあるわけですが。ただ、繰り越しというのはやはり相当の理由があつて私は繰り越すべきだと、やはり年度内の予算は年度内に消化するというのが基本的にあると思いますが、ただ、理由の中に土地の所有者が近畿地方に在住

をしておると。だから、協力を得るまでの不測の日数を要したので繰り越しを余儀なくされたという理由であります、この所有者がどこに住まわれているかは年度途中、急に私は発覚したことでもないのではないかなと。当初から予算編成の上で当然所有者もだれであるかは判明もしておるだろうし、聞けばこの方が年度内に急に近畿地方に移られたかどうか私はこの理由の中でわかりませんけれども、２３年度中に引っ越したのか、それとも以前からずっと近畿地方においてこういう理由になったのか、ちょっとそこら辺が定かにわかりませんが、もし２３年度中に移転ではなければ、私はこういう理由が本当に繰り越しをする理由になるのかどうか、私はちょっと疑問に思いますので、その点、この方は、所有者は２３年度途中で近畿地方に住まわれたのか、それとも、以前からずっと近畿地方においてこういう形になったのか、その点確認をしておきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） お答えしたいと思います。

土地の所有者につきましては、ずっと以前から、早い段階から近畿地方のほうに在住していた方だと聞いております。それで、用地の交渉につきましては、当然議員さんおっしゃいましたように年度当初からその方の土地についての、調べておりますので、近畿在住はわかっておりました。

しかしながら、用地は土地の鑑定を鑑定士に依頼いたしまして、値段、用地の買い上げの価格を決定しております。その段階でその価格をもちまして近畿地方のほうに、うちの担当の職員２名が、昨年度２３年度中にお伺いしまして、交渉には行っております。その中で長い間近畿地方におられるということで、旧窪川、志和地区になりますけど、その用地の価格についてちょっと本人との間で交渉が長引いたと。現在におきましては、その後また交渉しましたんで、現在におきましては同意も得られており、あと契約を交わすような状況に至っており、繰り越した３００万円につきましては消化ができるような状況には至っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただきましたので、大まかなその内容については掌握することができました、私としては。

ただ、土地の交渉は町内におろうが町外におろうが、１発でぽん、「はい、わかりました」ということにもならん場合もあるわけです。私自身も今までそういう経験もあるわけ

ですが。ただ、今鑑定をされた評価額に対する、いわゆる所有者が不満があつてということのように私自身は受け取ったわけですが、そういった交渉の中で解決ができるということでしょう。ただ、価格が上がって、上げて了解を得たのか、それとも、鑑定士の評価どおり了解を得たのか。その点について、再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 価格につきましては当然鑑定して、そのその用地だけじゃなしに、当然地元の方の所有地もあります。それで、その価格についての上乗せとか価格の増減については一切やっておりません。当時の鑑定価格で交渉を繰り返し、当然地元に必要な地震・津波の避難路と避難広場に係る用地なもので、そういう面での地元の協力体制ということも理解いただいております、最終的には了解ということで今現在に至っております。

以上です。

（3 番田邊哲夫君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度四万十町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第6 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、同意第1号教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年5月11日に任期満了となります教育委員会委員谷脇誠郎氏の後任といたしまして谷脇健司氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

谷脇健司氏は昭和52年高知県立窪川高等学校を卒業後、窪川町農業協同組合に勤務をされ、約17年間勤められた後、平成5年12月に退職をされております。退職をされた後におきましては就農をされ、現在はニラ栽培を中心に農業を営む傍ら、四万十町農業協同組合理事として活躍をされておられます。

また、PTA関係では口神ノ川小学校のPTA会長を2期、副会長を3期務められておられ、窪川中学校や県立窪川高等学校のPTAの副会長として長年PTA活動を行っており、そのことにより各種の表彰も受けられておられるところでございます。

現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、現に子どもを教育しておられる保護者の意向が教育の行政に適切に繁栄をされるよう、教育委員会の委員のうちに保護者を含まなければならなくなっているところでございまして、谷脇氏は保護者であると同時にPTA役員の経験も豊富であり、また、温厚誠実な人柄は教育委員として最適任者であると確信をするものでございます。ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第1号につきましては、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号につきましては質疑・討論を省略することに決定しました。

これより同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大向218番地、谷脇健司君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔同意者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、谷脇健司君の任命について同意することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第7 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第8 同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第9 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上同意第2号から同意第4号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 同意第2号、同意第3号及び同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年5月11日に任期満了となります固定資産評価審査委員会委員としまして、伊與木大氣氏、武内康明氏、谷脇和道氏の3名を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を求めようとするものでございます。

まず、同意第2号で固定資産評価審査会委員として引き続き選任をいたします伊與木大氣氏は、昭和38年に窪川町役場に就職をされまして、平成15年に退職をされましたが、その間税務課に5年と8か月勤務をされ、固定資産の評価につきましても十分な知識と識見を有しておられます。

続きまして、同意第3号で固定資産評価審査委員会委員として引き続き選任をいたします武内康明氏は、農業を営む傍ら大正町農業委員会委員や固定資産評価審査委員会委員を務められ、固定資産の評価についても十分な知識と識見を有しておられます。

同じく同意第4号で引き続き選任をいたします谷脇和道氏は、昭和37年に十和村役場に就職をされ平成8年に退職をされましたが、その間徴税吏員として勤務をされた実績があり、退職後も農業の傍ら固定資産評価審査委員会委員を務められ、固定資産の評価についても十分な知識と識見を有しておられます。

いずれの方々も地域住民の人望も厚く、公正の確保が強く求められる固定資産評価審査委員会委員として最適任者であると考えております。ご同意のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第2号から同意第4号までの3議案につきましては、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号から同意第4号までの3議案につきましては、質疑・討論を省略することに決定しました。

これより同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

四万十町土居168番地、伊與木大氣君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔同意者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、伊與木大氣君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

四万十町弘瀬244番地、武内康明君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔同意者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、武内康明君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

四万十町大井川229番地1、谷脇和道君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔同意者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、谷脇和道君の選任について同意することは可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第10 議案第74号平成23年度十和複合施設建設工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第74号平成23年度十和複合施設建設工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事につきましては、平成24年1月20日の第1回臨時会におきまして、議会の議決を受けたものでございますが、本体工事の基礎部分を掘削するに当たり、隣接する家屋の安全性を確認するために北側石積み基礎部分について詳細な地質の調査を行いましたところ、基礎根入れが浅いことや支持地盤も岩盤等の良質な地盤ではなく、砂礫層の上に積まれていることが判明をいたしました。

北側石積みの基礎につきましては、当初支持地盤が岩盤に乗っているものと判断をされたものでありまして、本体工事の基礎掘削時においても掘削影響線から外れているため、工事におきましては開発センター取り壊し時に設置をしました親杭横矢板を利用した法付オープンカット工法での施工が可能と判断をしていたところでございますけれども、今回の地質調査によりまして、このまま掘削を行いますと、石積みや盛り土の荷重によって横滑りを起こし、崩壊する可能性が高いことが判明をしたため、別の安全な場所へ新たに親杭横矢板を設置することといたしました。

また、用地の東面・西面の親杭横矢板についてでございますが、事前に行いました4か所の地質調査では現況地盤面よりマイナス8mからマイナス9m程度のところに岩盤があらわれていたことから、当初の設計では岩掘削の必要がないアースオーガ併用工法での施工が可能であると判断をしておったところでございます。

しかし、詳細な調査の結果、一部岩盤の浅い箇所が発見をされ、今後も施工中に浅い位置に地盤が出ることも考えられるため、アースオーガ併用工法と岩掘削が可能なダウンザホール工法を併用して施工することといたしました。

この結果、敷地の北側には親杭横矢板を新しく17本追加することとし、東西面の岩盤の浅い箇所にはダウンザホール工法に変更をすること。また、階段棟につきましても、当初設計の鉄筋コンクリートづくりでは基礎が深く、北側石積み基礎部分の支持地盤を乱してしまうことから、基礎が浅い鉄骨づくりへ変更することといたしました。

以上の工事の変更によりまして、工事費が2,775万3,600円の増額となりまして、契約金額の変更が必要となってまいりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。よろしくご審議の上、

ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 今、町長のほうから提案理由の説明がありましたし、先週に担当のほうからも全員協議会の場でこの工事の変更内容については資料もいただきまして、説明を受けましたけれども、そのときには専門的なことなんでちょっとわからない点が幾つかありましたけれども、その後、自分なりにこの案件を見ておりまして、何点かわからない点が出てきましたのでお伺いをします。

まず第1点目でありますけれども、予算措置の件でございます。

この件は3月の定例会に、当初予算で建設の予算が計上されてきました。それで、今回の、今日の臨時会で設計変更ということになりますので、現在のところはいわゆる2,700万円の補正の財源措置ができてないんじゃないかというふうに思うんですけれども、まずこの点。

そして、執行部としては、この財源をどういった方法で確保するのか。通常ですと、一般財源からの持ち出し等があるわけですが、もっとほかに何かいい方法を考えておれば、そこあたりの財源をどういったことで確保するか。この点についても答弁願いたいと思います。

それから、今、町長のほうの説明の中で、例えばこういう工事、基礎を打ち込んで、途中で岩が出てきて追加の工事費が、追加補正ということはよくあるケースなんですけれども、今回の場合はそうでなくて、そういった岩が出てきたこともあるんですけれども、用地、北側のいわゆる民家の擁壁がひよっとしたら初めの工法では横滑りして崩壊の危険性があるということで、慎重にやる上にもこういった工法の設計変更ということですが、余りにも金額がちょっと大き過ぎるんじゃないかなと。

当初予算では本体工事は2億7,000万ちょっとでしたかね。これで、この設計変更の金額を見ますと2,775万と、当初の本体工事から見ると10.2%に当たる設計変更と、余りにも金額が大きいということでお伺いするんですけれども、ここに、いわゆる提案理由で、この工事施工前に安全確認のために追加の地質調査を新たに行ったと、そこでこういったことがわかったということですが、2年ほど前ですかね。

22年の6月の議会でもこういった補正の件で随分いろいろ質疑があつて、1時間近く1つの案件で質疑があつたことを覚えてますけれども、そのときも、どうしてそんなに1時間近くも1つの補正で時間がかかったか。そういったことがあつたのを思い出して、そのときの議事録を全部読んでみました。すると、我々議員に対する説明不足がやはりあつたのではないかなと。そこで、私もそのときに、今後こういった変更のことはよくあることですから、事前に、やはり先週行ったような全員協議会の場で、例えば先ほど、一番初めに聞いた予算のことであるとか、そういったことでもう少し詳しく、いわゆる予算、年度の2,700万円の設計変更の内訳とか、やはりそういったことも先週の全員協議会の場で、私は、これ、執行部のほうから詳しくもっと説明があれば、また長い時間をかけなくても、本会議でいいかなというふうに感じました。

そこで、もう一点、このコンサルについて若干お伺いをします。

今回の、これは平成22年にプロポーザルでいわゆる基本設計の業者が決まったと覚えておりますけれども、その後、引き続きずっとこのコンサルが実施設計、それから本年度の建築の管理委託まですべてを請け負っていると思うんですけども、このコンサルに払った基本設計から本年度の管理までの、今年度が2,600万円ですかね、そこあたりのトータルの金額を、どのくらいの金額をこのコンサルに支払う予定なのか。そこあたりもまずお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えをいたします。

まず最初に財源のことについてでございますけれども、今回の契約変更に伴いまして、建築主体工事への着手に遅れを生じております。平成24年度に着手予定の防災倉庫等にも遅れが生じることは予想されておりまして、繰越措置となるのか、また、平成25年度に、当初予算に改めて計上することになるのか、スケジュール全体の見直しと予算額の精査が必要になってきております。

このことから、本年度の減額措置も見込まれるということがありますので、今回の契約変更分の増額補正はせずに既決予算で対応することとしたいと考えております。今後全体的なスケジュールの見直しと予算額を精査した後に必要な額の増額、または減額補正で対応したいと考えております。

また、今回補正予算を計上しなかった理由につきましては、地方自治法第216条の規定によりまして、予算の議決事項が款・項までとされているために、十和複合施設に係る

既決予算に、流用可能な節内に予算があることから、節内流用により対応できると判断したところでございます。今後の全体的なスケジュールとその見直し、予算額を精査した後に必要な額の補正については対応したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、財源についてでございます。

財源につきましては、財源内容が前回の複合施設のすべての契約で3億9,639万3,000円の当初の契約額でございます。これに対します財源内訳としまして、交付金額が6,801万円、合併特例債が3億1,190万円、一般財源が1,648万2,000円になっております。今回変更後の契約額で見ますと、すべてで4億2,414万6,000円となっております。その内訳としまして、契約額に伴います財源の中で、交付金事業につきましては年間の割当額が確定しておりますので、現在のところは変更はありません。それで、6,801万円。それで、合併特例債が3億3,830万円、一般財源が1,783万6,000円と見ておりまして、合併特例債として2,640万円の増額、一般財源として135万3,000円の増額になるのではないかというふうに試算をしております。

この変更に伴います金額が大きいのではないかということでございますけれども、これにつきましては、当初の仮設の内容が東面、西面のみに施工する予定でございまして、北面についてはすべてオープンカット工法で、まあ言えばそのまま掘るという形でございました。そのことから岩掘削の機械を入れるということは、非常に機械そのものの搬出入、それと経費に相当の金が必要ということで各社見積もりをとったところでございますけれども、その中でも安いところを選定した結果、こういう2,700万の増額となったところでございます。

コンサルタント会社のこれまでのすべての契約額ということでございますけれども、基本設計の委託業務につきましては567万円で委託をしております。それと、実施設計委託業務につきましては1,386万円。それと、工事管理委託業務については514万5,000円で委託をしております。

このコンサルタント会社でございますけれども、平成23年2月に有識者によります十和複合施設の設計委託業者選定委員会を開催いたしまして、設計していく委託業者の選定方法を協議をしております。その中でプロポーザル方式により選定することといたしまして、委員会によりまして11社のプロポーザル参加社、指名業社を選定しておりますけれども、

ども、その中で2社が辞退をしまして、9社の中で選定をしております。

その中では事務所や技術者、実績、資格、提案内容を審査しまして、現在の設計事務所を選定し、契約をしております。その後、実施設計委託業務につきましては、基本設計を作成した業者が他の業者に比べまして施設に関します現状を十分に把握しておりまして、契約の性質と目的が競争入札に適さないということから、地方自治法第167条の規定によりまして基本設計請負業者に随意契約をしております、同じ理由で複合施設の建設工事監理委託業務につきましても随意契約で進めてきたところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 支所長からも詳しく説明をいただきましたけれども、後半の部分については大体理解できましたけれども、やはり私どもにとりましては前半、一番最初に今のご答弁いただいた財源の、いわゆる予算関係の措置なんかにつきましては、今回、今の答弁では補正を組まずにやるという答弁だったと思うんですけれども、そこらあたりを、先ほども申し上げましたけれども、事前に、先週全員の前でこういったことも詳しく、ある一定は説明をしていただいておりますので、その席上でやはりこういった難しい、私ども、今ここで1回聞いて、私も今前半の部分、まだ理解できない部分がありますし、私と同じような考えを持った議員さんもいるんじゃないかと思うんで、そこらあたり、やはり今後もこういったこともまだあると思うんですけれども、せっかくいろんな資料をつけていただいておりますので、わからない点をやはり事前に説明していただくと私どもも理解が早いということで、今後もよろしくそこあたりはしていただきたいと思うんですけれども。

そこで次に追加の地質調査、これをやろうと。これは事前に、工事施工前に安全確認のために追加の地質調査を行ったところということですが、これは行政のほうで安全確認のためにもう一回やってくれというふうに申し入れをしたのか、あるいは施工業者のほうからやったのか。そこあたりの経過がわかりませんので、追加の地質調査の経過をお示し願いたいと思います。

それと、町長がいわゆる十和の複合施設の予算関係、22年のこれもやはり6月議会だったと思うんですけれども、ここの建設場所は、この建設場所についても、ここの場所が本当に適当かどうか、大分時間をかけて議論をしましたけれども、町長はこの建設場所については「急傾斜の指定地で非常に危ない」と、それから「土石流なんかも流れてくる箇

所も確認されておって、ここに新たに建設されるこの複合施設は十和地区の防災の拠点となる施設であるから、安全面には十二分に気をつけて強固な建物をつくりたい」という答弁で、当初我々は木造でできないかといったことを主張しておりましたけれども、そうした観点から木造ではなく、木質化の方向で3階建てになったということでもありますけれども。だから、これだけ町長も行政報告の中で「安全な強固な建物をつくりたい」と言っておりましたので、当然そこらあたりの、やはりいわゆるこういった岩があるとか、擁壁が岩の上まで当初では乗かっておったけれども、実際には乗かってなかった。だから、横滑りがすると。こういったことを私は事前の、実施設計の前に、やはり安全面からすると当然やっておかなければならなかったんじゃないかと思うんですけれども、そこあたりの見解をお示し願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えをいたします。

まず、追加の調査費ということでございます。

これにつきましては、設計時につきましては事前に提出、調査をしております地質調査資料、ボーリング調査で4か所しておるわけですが、これに基づきまして設計をしております、2月中旬に行いました施工協議の中で北側石積みの安全性が協議をされました。工事着手に当たりまして、詳細確認のために設計監理者のほうが追加調査を自費でやっております。

この試験を10か所行ったところ、10か所と、それと石積み壁下の試掘調査、5か所を行ったところでございますけれども、その結果として、この石積みの下が非常に不安定な状態であるということが判明したところでございます。

それと、十和総合支所の施設ですけれども、防災拠点として強固な建物を建設するということの方針はもちろん変わっておりませんし、十和地域の地形的なものもございまして、土砂の流出してくる河川というがは、ほとんどの谷の全面については全部指定が県のほうでされておるわけございまして、ほとんどのところがそういう指定がされております。そういう中でも建物を強固にすることで、そういう事故から守っていこうという姿勢は今後も変わってないというふうに、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 質問の最後なんで、もう一回お伺いします。

先ほど私言ったのは、そういったやはり急傾の指定地でもあるから、安全面には留意して強固な建物を防災施設としてもつくりたいということです。先ほど聞きましたけれども、やはりそういった執行部側の考えがあるのであれば、もっと早くから、今の支所長の答弁でも4か所でボーリングでやって、その後の追加の地質調査があったんですけども、もっと早くにやるべきではなかったかなということを先ほどお伺いしましたけれども、やはり前にも、先ほど言いましたように、22年6月のときにも、いわゆる設計変更の上限額についてのことが何人かの議員からも出ました。

そのときの、確かあのときは1,400万ほどの追加の補正だったと思うんですけども、例えば本体工事に対する補正の上限が果たしてあるのか。10%なのか、20%なのか、あるいは30%なのか、あるいは無制限なのか、そういった質問がありましたけれども、先ほど言いましたように議事録全部見ましたら、執行部からのそういった、ここまでの、いいですよとか無制限にできますとか、そこらあたりの答弁が議事録に載っていませんので、今後のこともありますので、いわゆる補正予算の上限の枠。これの、地方自治法、いろんなことで契約の規定とかに載ってれば、今後のこともありますのでお示しを願いたいと思いますけれども。

最後に町長のほうからもご答弁いただきたいんですけども、やはりこういったことが、いわゆる設計変更、後から後から出てくる場合もあるんですけども、これは支所長のほうでもいいんですけども、例えば今回の2,700万の追加のいわゆる設計変更が出た場合、業者さんから、いわゆる北側の新たな親杭を打つのに17本、これで幾ら幾ら。それから東西にはダウンザホールによる、これで横板を設置するとか、そういういわゆる設計の変更内容が来た場合の確認ですわね。これで間違いなく、業者が言ってきた設計変更がこの金額で間違いはないか。そこあたりが我々から見ると、これまあ随契みたいなもんですから、業者の言い値でこっちが買うようなもんじゃないかなという感じがいたしますので、そこらあたりの、例えば補正予算や設計変更等が出た場合の金額とか工期についての確認の方法。これは行政としてはどういったことをしているか、その点について。

それと、最後に町長に、こういった、今回は単純な、いわゆる途中で岩が出てきたということではありませんので、もっと基本的なところからの話かなと私思いますので、こういったやはり重要な施設を設計するときにはもっと慎重な対応が必要じゃないかなと私は思いますので、こういったことについて町長のお考えもお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 私のほうから設計の地質調査不足という面についてお答えをしたいと思います。

建物の規模から考えますと、地質調査と言いますのはボーリング調査大体4か所から5か所行うががこの施設の規模からいくと妥当なところというふうに聞いております。

敷地内の地中と言いますが岩盤等が非常に上下に起伏しているということがございまして、ボーリング調査の位置を少しずらすだけでも数mの岩盤の深さの違う箇所があるということが後で判明をしております。このような特殊な地形での設計につきましては、地中内の岩盤をすべて当初のボーリング調査だけで把握することは困難であったというふうに考えております。

また、北面の石積みの擁壁の安全性についても工事着手前の試掘調査で、当初ボーリングの調査資料の支持地盤より不安定であるということが判明をいたしたところでございまして、このような地中内の想定しがたい地質、地盤による工法の変更ですので、当初の計画としては施工性、コスト面でも妥当な工法であったと考えているところでございます。

次に、工法の変更等が発生した場合の今後の対応ということでございますけれども、今後につきましても地中の障害等を事前に把握することが非常に困難な状態が発生した場合には発注者・監理者・施工者で協議をしながら追加の有無については決定をしていきたいというふうに考えておまして、そのいろんな状態の中でそれを協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 補正予算の上限があるのかないのかというご質問についてお答えを申し上げます。

法的には、補正予算がもとの何割以内でなければいけないとかいった上限の定めはありません。その都度理由を明確にして執行部が補正予算を提案しまして、議会の議決を経れば補正はできるというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 今回の設計変更に伴いますこの議案につきましては、議員さんおっしゃられるとおり、当初からもっといろんな事態を想定して調査も行うべきであったのではないかなというふうに思います。

しかし、当初の設計の段階ではこれまでの通常行われておる検査、そういった手順を踏

んできたところでございまして、この地域の地盤がその想定を超えたというふうにも思っておりまして、ずっと十和総合支所長がご説明を申し上げたとおり、やむを得ない事態であったということでございまして、ぜひご理解をいただきたいと思うわけですが、ただ、これからの庁舎の建設、また、汚泥再生処理施設等の大型のプロジェクトも残っているわけですが、そういった重要な公共工事等も含めて町が行う事業につきましては、想定されるものについては前もって調査を行う、そういったところを徹底していきたいというふうに思っております。

それと、今後こういった工事内容の変更が出てきた場合でございしますが、そこについては、真にやむを得ない不測の事態が生じたのかどうか。そこらあたりは十分に精査を行って、設計の業者にひょっとしたら瑕疵がある場合がないとも考えられませんので、そのあたりも精査しながら慎重に取り扱っていききたいというふうに思っておりますが、公共工事につきましては、今後につきましてはこれを参考にして、教訓とさせていただきます、慎重に取り扱っていくように努力をしてまいります。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 先ほどの答弁にちょっと答弁漏れがありましたので補足をしたいと思います。

まず、単価のことについてでございますけれども、これは当初の段階で施工業者のほうから確かに出された単価もございました。これにつきましてはかなり高額でございまして、その中で管理の業者と、それと建設課の技術職員等で協議をしまして、その後4社からだったと思いますけれども、見積もりをとって、その中で一番安い単価を採用したところでございまして、施工業者からの提出された単価は使用してないというところでございます。

それと、工法につきましてもいろいろございまして、ダウンザホール工法、これは岩にも穴を開ける工法でございしますが、鋼矢板工法とかいろいろ方法はあるわけですが、非常にその中でも一番安い仮設の方法を選択したところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

森健吉君。

○16番（森健吉君） 同じく議案第74号について質問してみたいと思います。今、15番議員から財源等々については質問されましたので、私は省かせていただきます。

本年２４年１月２０日にこの件について議会決議を、当然私も賛同しておりますが、しかしながら今回この工事請負について町長は特定業者、いわゆる企業体を選ばれたわけがあります。内容は私ながらわかっているわけでございますけれども、この根拠について町長のほうから説明を再度いただきたいというように思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） この工事の発注につきましては議員さんおっしゃられるとおり、JV方式をとらせていただきました。

それにつきましては、できるだけ、町内の業者で請負のできるものについては町内の業者を優先をしていこうということで、町内にお金が循環をするような形、それを町の１つの基本方針としておりますので、その方針にのっとって町内の業者によるJV方式に選定をしたというところでございます。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○１６番（森健吉君） 大体私、考えと同じ答弁をいただきました。

この中で、先月２７日にある議員さんがいわゆるこの業者の、請負業者の内容について質問をされました。その中で、執行部に対していろいろな生の声が聞こえてくるということで、本当にいろいろ技術も要ろうかと思えますけれども、地元、町内雇用を、非常に厳しい今の状況でございます、雇用条件が。そういった中で、どの程度町内の雇用対策をせられておられるのかどうかという部分に触れたわけでありまして。その中で議員は「追跡調査も必要ではないだろうか」ということもおっしゃられたように思いますが、この地元業者、特別に特定の業者に委託をされたということでございますので、どの程度雇用をしていただくのかどうかということをお聞きしてみたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えいたします。

十和複合施設の工事におきましては、発注時におきまして地元企業の育成と参画の視点で電気工事、機械設備工事、備品等分離発注をしたところでございます。

それと、木材につきましても利用等で町内企業への経済効果等波及を図ってきたところでございまして、建築主体工事についても入札条件の中で、「土工・大工・普通作業員、その他特殊作業員など四万十町で調達できる労力については最大限その利用に努めることとする」ということで規定をしております、四万十町内住民の雇用促進に特に配慮する

こととしております。

その中で、今後についてでございますけれども、この中で工事下請承認願等を提出していただくものと思っておりますので、その中で実雇用人数等を確認することとしておりまして、そういうふうな、雇用について進めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○16番（森健吉君） 説明いただきました。

今後もこういうケースが出てこうかというように思うがです。そういった中で、ぜひとも地元業者を特定して、町長はそういう形で入札をさせているわけですので、どうか、非常に厳しい状況下の中でこういった雇用の促進をぜひとも図っていただきたいというように思うところでございます。そういったことを強くお願いして私の質問を終わります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 町が発注をする公共工事につきましては先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、町内で融通できるものについては町内でやっていただくと、それをこれまでもずっと基本的な原則としてまいりました。今後もその方針は継続をしていくつもりでございします。

ただ、ここ数年の公共工事の中で町外の業者が落札をした事業について、ほとんど、町内の採用される方々、あるいは備品、品物等についても発注がなかったということもお伺いもいたしているところでございますが、今後の公共工事につきましては、町外の業者が参入する場合にはそこを強く指導をしていきたいと思ひますし、また、町内の業者が落札をした場合には、それは十分わかっていることと思ひますけれども、再度そういったところは、また、いろんなそういった協会の総会にも出席をする機会がありますので、私のほうからも再度お願いもし、徹底もさせていただきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 契約金額増額の件について単価的なもん。先ほど見積もりを出してもらって一番安いところで決めたということですが、役場として設計単価、それなりにはじいておられると思ひます。それに対して一番安い単価でということですが、当初の落札をされた予定価格に対して落札率、それに見合うものであるのかどうか、それについて1点お伺ひします。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長(岡本順一君) お答えをいたします。

出された単価につきましては当然請負更正を行っております、その単価に見合う単価にしております。

(8番緒方正綱君「当初の予定価格に対しての落札率。それが今度の金額に出たがに例えば90%掛けやったら、見積価格に90%掛けちゃう。そのまま100%ということはおかしいんじゃないですか」と呼ぶ)

すみません、お答えいたします。

見積価格についてもその後の請負更正を行っておりますので、この場合は98%ぐらいやったと思いますけれども、落札率は、その金額はの中で計算はされております。

○議長(宮地章一君) 緒方正綱君。

○8番(緒方正綱君) わかりました。

それと、この変更金額、工事条件の変更というのは18条で行うのか、19条で行うのか、それについて伺います。

○議長(宮地章一君) 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長(岡本順一君) この場合、18条で行ったというふうに考えております。

○議長(宮地章一君) 緒方正綱君。

○8番(緒方正綱君) 例えば、18条でということになると業者のほうからの工事条件変更ということになろうかと思いますが、今後その施工で例えば家が、地盤が崩れるとかいうときには、そしたら業者の責任において全部あとの処置をされるということでしょうか。

○議長(宮地章一君) 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長(岡本順一君) お答えします。

すいません。18条と申しましたのは、設計協議の中でその話が業者のほうから提案されたということがございましたので、そういうふうにお答えをしましたけれども、正式には19条の中で、業者の話し合いとか書類的な措置はそれでしたというふうにも思っておりますが、ちょっと19条の関係の措置をしてるのかどうか、今ちょっと手元に資料がございませんので、そこについてはちょっと。

(8番緒方正綱君「まだ答えになってないけど、あとの補償と

かいうことの」と呼ぶ)

それについては、そういうことがないような手法でやる予定をしております、特にそういうことがないように進めていきたいというふうに考えております。

○議長(宮地章一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮地章一君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第74号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮地章一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号平成23年度十和複合施設建設工事(建築主体)請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(宮地章一君) 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(宮地章一君) 日程第11 議案第75号四万十町汚泥再生処理センター建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長(高瀬満伸君) それでは、議案第75号四万十町汚泥再生処理センター建設工事請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は昭和53年4月に供用を開始して以来34年が経過をいたしましたし尿処理施設若井グリーンセンターの老朽化及び耐震化等の課題を解消するため、新たに汚泥再生処理センターとして建設を行おうとするものでございます。

まず業者決定の方法についてでございますが、本工事がプラントメーカーの化学技術、電気、機械工学等を総合化した高度な技術力や独自性、環境への配慮、工事期間中の対応など価格面のみの競争入札に適さないと判断をしたため、総合評価方式による公募型一般

競争入札により業者を決定することとしたところでございます。

また、業者の決定につきましては総合評価審査会によります技術提案図書及び事業者ヒアリングの技術の評価点と、入札価格によります価格評価点の合算をした点数が最上位の業者を落札業者とすることといたしました。

次に入札状況でございますが、昨年11月2日に本工事に係る入札公告を行いましたところ、5つの業者から入札参加表明があり、審査の結果、そのすべての業者とも参加資格を充足したことから、この5つの業者を入札参加者に決定をし、技術提案図書の提出を求めたところでございますが、その後1社から辞退届が提出をされましたので、最終的には4社による入札となったところでございます。

審査の経緯につきましては、提出されました技術提案図書に係る技術評価を落札者決定基準に基づき審査・評価を行うとともに、4月17日、18日の両日に実施をしました事業者のヒアリングを経まして、最終的な総合評価審査会の技術評価点の決定が行われたところでございます。

一方、価格評価点につきましては4月18日に入札・開札を実施いたしまして、入札の価格を落札者決定基準に定める算定方法によりまして、価格評価点として点数化をいたしました。

これらの点数をもとに、開札後開かれました総合評価審査会におきまして、その技術力、そして価格点等の合計点が最も高いアタカ大機・三浦建設特定建設共同企業体が最優秀提案事業者として選定をされ、同日その旨の報告を受けたところでございます。

この報告に基づきまして、四万十町汚泥再生処理センター建設工事の落札業者はアタカ大機・三浦建設特定建設共同企業体に決定をし、14億5,425万円をもって工事請負契約を締結しようとするものでございます。

この入札につきましては四万十川の保全という意味から考えましても、四万十川のすぐ近くにこの建物が建設をされる環境を十分に配慮をし、それを重点的なものとして、この技術提案を受け付けたところでございまして、技術点・評価点のそういった2つの評価点、その合計によって業者を決定したところでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。どうかご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本保君。

○9番（橋本保君） 今回、汚泥再生処理センターについてですが、この請負締結については平成17年4月に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づいて、総合評価方式が導入されているというふうに思ったところであります。そういった中で、四十町においては今回が初めてじゃないかなというふうに思っているところです。

その中で、平成18年7月に環境省からの通達等々によって、汚泥再生処理施設等々については価格以外の条件や要素を総合的に評価する方式に改善するよう助言をされている、そういった中で今回こういう方式がとられているというふうに思います。

若干詳しい内容と審査会のメンバーについて、まずお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

審査委員会の委員のメンバーでございますが、6名の委員で構成をしております。まず、委員の1人目としましては公益社団法人全国都市清掃会議技術顧問をされております栗原委員。この方、環境省の廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約適正化検討委員ということでご活躍をされておる方でございます。そして、2人目としまして高知大学教育研究部自然科学系農学部門の教授をされております藤原委員。水環境工学、環境水質学、下水道工学を専門分野としておられます。それから、3人目としまして高知工科大学システム工学群の准教授をされております五艘委員。この方は建設マネジメント、建設工事の品質管理システムに関する研究等に携わっておられます。それから、4人目としまして高知県の環境部環境対策課で廃棄物の適正処理の担当チーフをされております野村委員。そして、5人目としまして副町長渡部委員。それから、6人目としまして管財契約課長の仲委員の以上6名でございます。

審査の経緯につきましては資料27ページのほうに、第1回審査会10月20日、それから第2回が11月28日、それから第3回が3月28日、そして第4回目としまして4月17、18日に審査会と、それから技術提案のヒアリング、そしてそれを受けた最終的な評価点の決定といった形で審査会を都合4回開催しております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） そういったすぐれたメンバーの皆さんが審査会のメンバーとして携わっておられるということでもあります。

その中で、技術評価として70点、それから価格評価として30点という評価方式があるわけであります。その中で、評価基準がA・B・C・D・Eまでであると思います。そういった5段階の中で、今回どの評価になったのかなというふうに思います。

それと価格点は一応30点と、それから評価点が70点ということで、今回アタカ大機・三浦建設特定建設共同企業体が落札されたわけですが、評価点については29.24、それから技術面についての評価は44.45であります。総合評価が73.69ということではありますが、評価点の技術面の70点に対して44.45というのは、僕ら素人ですのわかりません。どういった技術の高さ、低さがあるのかなという部分がちょっとわかりませんので、その辺の説明を、その評価項目によって多分されてこういう評価点になったのかなというふうに思いますが、素人ではわかりませんので、技術面の評価はもっと70点に近いのかなというふうにちょっと思ったもので、その辺についての、評価基準について若干お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

落札者決定基準の、4ページにA・B・C・D・Eということで、それぞれ評価率1.0から0までを率を掛けて評価をするということでございますが、6ページのほうに別表としてつけております環境に優しい施設、それから安全に配慮した施設、それから安定稼働にすぐれた施設、それから資源回収機能を備えた施設、それから経済性にすぐれた施設、その他としまして地域経済の活性化に貢献するというような、こういった項目につきまして、それぞれ配点がなされているところでございます。その配点につきましては評価の視点という形で評価を行っております。

そして、それぞれの委員さんにおかれましてはそれぞれの5つの、5つの業者でございましたが、結果的に4つの業者になりましたので、4つの業者につきましてそれぞれすぐれている点、劣っている点、これは標準的であるといったような視点を持ちましてA・B・C・D・Eの評価をつけていただいております。そして、それぞれ個々に評価したものを集計しまして、評価した委員の人数で割り戻した得点としまして、それぞれの項目ご

との点数を算出しております。そして、点数の合計したものが資料のほうの29ページの
入札結果ということで、評価点としまして上げらしていただいている数字でございます。

個々の評価につきましては、項目ごとの評価につきましては、今現在、審査公表という
形でちょっと調整しておりまして、でき次第、公告等で公表もしていきたいというふうに
考えているところです。

以上です。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） 公表の段階のところまではまだ行ってないということですかね。ま
だ、そういうことですよ。

（「もうちょっとで出したいと思います」と呼ぶ者あり）

そういったことで、こういう評価点がつけられたわけではありますが、今後、いわゆる平
成17年4月に公共工事の品質確保の促進ということでこの法律が施行されているわけ
ありますが、今後、四万十町においてその他の公共工事等々についてもこういう総合評価
方式が入札あるいは契約、土木とか建築ですよ、そういったことを含めてどういうふう
な方向性になっていくのか。今回、汚泥再生処理センターだけについてこの総合評価方式
を取り入れて、今回は取り入れたということですが、今後の町の方針についてはどうい
うお考えを持っているのか、その点についてお聞きをして終わりたいというふうに思いま
す。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） お答え申し上げます。

先ほど議員さんご質問のように総合評価方式ということで、汚泥再生処理センターにつ
きましては価格面の競争のみでなくて、環境に配慮したということで、四万十川に負荷をで
きるだけかけないというようなことで総合評価方式で実施しました。これは四万十町にな
りまして初めてのことでございます。

それで、これからどうするかというところでございますが、今日の新聞にもちょっと出
ておりましたが、総合評価の改善をということで、国土交通省のほうから入札の技術審査
の縮小ということでの新聞報道もございましたので、それらの状況も見ながら進めていき
たいと思うんですが、ほかの工事については特に総合評価でやらないかんという理由は今
のところないんじゃないかなというふうに考えておりまして、基本的には汚泥再生処理セ
ンターのみになるんじゃないかなと。それから、国のほうも見直しの方で動いていると

いうふうに今日の新聞で出てましたので、そういう方向になろうと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは質問してみたいと思いますが、審査会については今、質問があつて、答弁を聞いてわかりました。

私も教育民生常任委員6名も何回か、このし尿処理場建設については関心もあつて、視察も行わせていただきました。そういったことを、視察も踏まえて私、1議員としてお聞きをしたいというふうに思うわけですが。

まず事業の内容、説明資料の26ページにあるわけですが、まず処理方式で、水処理方式で、かつ資源化方式という形での事業の内容です。特に水処理で最近はやりの膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用するんだということです。視察に行った先でも言われたのが、膜のフィルターが非常にメーカーによってかなりの差があつて、今後の維持管理にとってはこの問題が維持管理上大変重要なファクターになってくるという話も聞かせていただきました。そういった中で、今回のこのアタカさんがとられる処理方式の膜分離の膜フィルターというのは取り替えにどれぐらいの、年間の処理にかかってくるのか。交換費用ですね、ほかのメーカーさんと比べてどうなのかという1つの私自身の疑問。

それと資源化方式の中で、リン回収をした上で助燃剤として汚泥を活用したいという資源化方式です。リン回収というのは当然乾燥、脱水汚泥には窒素があつたり、リン、カリ、若干含まれているとは思いますが、リン回収というところが、これが本当に今後の維持管理面で安くいけるので、こういう方式にしてリンも売っていこうという考えだろうと思うわけですが、その維持管理にどれぐらいあるのか。本来ならば、視察先でも汚泥として乾燥処理した上で販売するという処理方式もとっている処理場もあったわけですが、うちの場合はリンを回収した後で炉へぶち込んで燃やしてしまおうという方式ですが、本当にそれが先ほどの環境に優しい処理方式と言えるのかどうなのか、その点について考え方をお聞きしたいというふうに思います。

それと、先ほどの質疑でもあつたわけですが、今回初めての総合評価方式による競争です。価格点についてはいわゆる町が決めた評価対象下限価格より以下であれば30点を与えろという単純な価格点ですので、ほとんどの業者が30点で、アタカさんだけが最低価格をオーバーしているので29.24しか与えませんという価格点です。

その後が評価点です。評価点は先ほども担当課長から説明があつたように、説明資料で

6点ほどの基本方針があつて、それぞれ6の基本方針の中で12点、13点、18点、11、8、8という形で総合トータルで70点をそれぞれ与えるわけですが、ただ、この場合に、わかりませんが、評価点が高いのと低いのはそんなに大きな差が、一番低いのが評価点が39.85、高いのが44.45ですので、評価点が5あるかないかという、そういった中で総合点が一番高いのがアタカさんであつたということですが、ただ、今までの競争入札では、本来ならば一番安い入札金額が11億9,500万です。今回落札したのが13億8,500万ですので、1億9,000万の金額には差があるわけです。それが、たまたま総合評価方式の5点内の点数が高かつたという形での決定です。決定の内容はあくまでも評価点が一番高い、総合評価が一番高いところを優秀提案として選定するという形の決定をされてます。

本来、5点内外が、5点がそんなに大きい評価なのかというのは、私は見た場合にどこがどうなのかはわかりませんが、例えばその他で、ここに書いてます、地元企業等との協力・連携があるかないかで4点違うがですよ。それで違うがですね。たまたまこれ見たら、この一番安い入札したところはジョイント組んでないがですね。そういった意味で私は、ひょっとしたら地元企業への貢献が少ないということで4点引いたんではないかなと、私の単純な考えですよ。

だからその4点、5点の差で1億9,000万も金額が違った場合に、一般では、私は、個人がお願いするときにこんな総合評価というのはないがですが、恐らく技術がそこそこであればお願いしますという形に普通はなる。だから、総合評価方式はいろんな点で利点もあつて、副町長、見直さないかんというのはあるようですが、4から5点の差が、1億9,000万低いのに、なぜかというのは、私は町民サイドから見ても疑問に思われると思うがですよ。たまたま、うちの場合は一番総合評価が高いとこだけ、だから落札をしたがです。

となると、町長、予定価格が16億400万ながですよ、一応予定価格が。そうしたら業者が15億くらいで最高得点とつたら、それでも落札をささないかんがですね、この方式であれば。それで本当にいいのかどうか、私は単純に疑問に思ったがです。1億9,000万安い、しかし点数はたった4点か5点。それが重要な決めるファクターになってくるのかどうなのか。町長はどう思われますか。この1億9,000万安いのに、たまたま点数が4点、5点行っていないと思うがです。ちょっと計算、5点以内です。そこまでシビアにしなければならんという町の決め方が私はちょっと疑問に思うがですね。それは何

十点も差があるというなら私も、ああ、そうかなと。単なる100点満点のうち、一番上が73.69、一番低いのが69.何ぼでしょう。4、5点でそんなに決めないかなのかなと、私単純に思いましたので、その点の回答をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） お答えしたいと思います。

大変たくさんご質問いただきましたので、回答が要を得るかどうかちょっと自信がございませんが、答えさせていただきたいと思います。

まず最初に膜の交換費用といったこと、それから資源化等についての維持管理費といったようなご質問でございました。

膜の種類としましては水中膜でございます。議員もご存知のとおり、膜の中では水中平膜とも言われますけれども、最も維持管理費の安い、そしてメンテナンス、維持管理も容易であるといった膜を採用するというふうに提案がされております。それこそ維持管理費、交換費用といったことがございましたが、今現在提案がございましては年間の維持管理費用、全体の金額として提案がされている部分でございまして、1枚当たりの膜といったような、そこまでの具体的な提案がございませんので、それについてはちょっとお答えできないというふうに思います。

それと、維持管理費について、資源化についての維持管理はどれぐらい要するのかといったご質問でございましたが、それも同様に、全体での維持管理費ということで出てきておりますので、全体でお構いなければお答えをしたいと思います。

維持管理費の補修費としましては、電力料金としまして1,950万6,000円、これは年でございます。それから、薬品費としましては、これが年当たり2,500万。それから補修整備等でございますが、これは15年間を見通して出しております。15年間で3億8,000万程度ということで出てきております。

それから、点数の話でございますが、これはあくまで委員さんが客観的に提案内容について評価をしていただいております。その中で、例えば地元企業とJVを組んでいるか否かで0か4点かといったご質問でございました。その点につきましては、実際にJVといったことでは満点が4点でございますが、その中で満点をとっているところも3.2、一番最高点が3.2でございます。それで、最低が1.8でございます。これはJV以外でも企業の関心表明といった形で、下請協力会社といったような形で協力を求めているというような部分を評価しておりますので、4点か0点かといったようなものではございませ

ん。

それから、リン回収が環境に優しいかといったご質問だと思いますが、環境に優しいことは間違いがないわけでございます。ただ、今の水処理の処理施設につきましては1以下の放流水で放流しなさいということになっておりますので、当然リンの除去もされるわけでございますが、リンの除去をする場合にリンを資源として回収するという方向で考えております。施設のほうには、投資的経費としましては、建設時の施設費としましては非常に安い施設になろうと思います。いずれ更新を迎える時期におきましても、高額でない費用で更新ができていくというふうに考えているところです。

そして、それから、あとに残った汚泥については助燃剤として有効に活用していきたいというふうな考え方で提案を受けております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 再質問します。

答弁を求めちゃうけど、ないけど構ん、もう一回再質問。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 私は大事なことを聞いたつもりですよ、町長。ちゃんと私は聞いてもらいたいと思うのですが。

今回、こういう形で総合評価方式による一般競争入札を行ったと。しかし、私が先ほど言いましたように、予定価格が、今回の場合15億の予定価格なわけです。それが例えば、15億かっちりで入札したという場合であっても、総合点が高ければやるということなわけです、こういう今回の場合は。

こういう方式が本当に、今回こういう形でしようがなくやったのですが、今後は見直しの方向で、「今後はあり得んだろう」という副町長の答弁があったわけですが、もし今後、この方式、本当に今の段階で、町長、いいという入札方式なのかどうなのかという点を私は疑問に思ったので、今回の場合、それは1億9,000万も工事金額が違うわけです。それが、4、5点差の差が大きいという執行部の考え方あれば別ですよ。しかし、今、地元企業の協力があるないだけで1.4の点差が、アタカさんとほかの一番安い額が1.4もはやそこで差があるがですよ。あと3点どこで差があるかわかりませんが。そんな100点満点の、そんな4、5点差で金額が高いところを選ぶということが本当に町にと

ってプラスになるのかどうなのか、私は本当に疑問に思います、これ、厳しい財政の中で。その点を町長としてどう考えるのかということです。

それと、細かいこと聞くつもりありませんが、私は、何でもそうですが、今後の維持管理が、建設後の、一番私は重要だと考えてます。こういった処理施設とか、ゴミ焼却施設もですが。そういった点で、担当課長しか、町長、これ、あんまり担当してないと思うのですが、年間の維持管理が一番アタカさんが、今後トータル的に考えても、やはりコストが安いという執行部の考え方があるがでしょうか、その点については。高いけども仕方がなく、点数が高いので年間維持管理が今後一番かかってくるけれども、しょうがないという形でなのか、それともそういった年間の維持管理もほかの業者と比べて安いと、そういった中で決めたという答弁があればお聞きして、質問終わります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 総合評価方式、今回取り入れまして、技術的評価点が7割と価格の評価点が3割ということで、その方式で計算をさせていただいた結果、こういうことになったところでございます。確かに金額的には、事業費そのものが大きいわけですのでかなりの開きが出てくるわけですが、これを全体で見れば約1割ぐらいの差ではないかなというふうに思っております。

ただ、今回のこの工事につきましては、四万十川の水質の保全という面から考えましても、先ほど副町長が申し上げましたが、環境に優しい施設ということ、それを、環境に十分配慮した施設ということが最重要の施設でございますので、それに力点を置いた技術点が7割ということで、こういう結果になったところでございまして、施設が安ければ悪かろうが構んというような施設ではないという判断のもとで7割、3割の配分を行ったところでございます。それが適正であるかどうか、それはまたいろいろ議論もあることかと思いますが、今回については環境施設でございますので、そういった考えのもとでやらせていただきました。

今後、いろんな面でこの総合評価方式をとるとすれば、その7：3を6：4にする、あるいは5：5にするか、また、それはその場で、その施設の持つ性格的なものを考えた上で検討していかなければならないと思っておりますが、今回につきましては環境施設でございますので、そういった技術評価に重点を置いたという結果でございまして、多少と言いますか、金額的には開きが出てきておりますけれども、町とすれば技術の面を重要視していったという結果になったところでございます。

○議長（宮地章一君） 環境課長、維持管理費が入札業者の中でどうあったかというのは、環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 失礼しました。

維持管理費の関係でございます。15年間トータルでの点検補修費につきましては、このアタカが一番高うございまして、3億8,000万。その次の業者さんが3億6,300万ということで15年間で1,700万ぐらいな差がございます。

それから、薬品等の溶液費としましてもアタカさんのほうが、年間でございますが4,400万、それから2番手のところが3,400万、3番手が3,300万と約1,000万ぐらいの開きはございます。ただ、これにつきましては見積書とか薬品等を今の単価を打って適正に算出されてきたといったところもございまして、最も安いところは2,000万といったような数字でも出てきておりますが、これについては市価の単価でなくて、単価の明細見積等がない形で出てきたと。これについては安過ぎるんであろうというふうな審査会での検討もされたところですよ。

実際にと言いますのは、定価で、見積もりで打ってますので、今後におきましてもっと圧縮していくということは十分可能であろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 何人かの議員から質問がありましたが、町長、私も点数言うわけじゃないですが、1点約4,000万ですか、4,000万から4,100万で、その程度で落札された。それから先ほど田邊議員も言われましたが、一番最低の価格の差が1億9,000万ですか。

これぐらいの差、町長、先ほど10%程度と言われましたが、審査員会6人のメンバーで、例えば点数をこれ6人平均で割ってますよね。1人の審査委員がちょっと高い、2点ぐらい高い点数をつけたら、それだけでその1社に落札すると、予定価格が高くても落札する恐れがあるという面からおいたら、今回の総合評価方式、これからのあり方ですが、例えば技術点も確かに価格点と7:3ということですが、これは先ほど町長が言われたように5:5にするとか6:4ですとか、そういうやり方もあるかと思いますが、審査委員の平均点数をとるというのもちょっと問題がありはしないか。逆に言えば、それがいたら総合評価の不透明性を出していくんじゃないかと、そういうような心配があり

ますが、そこら辺どうですか。

○議長議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 確かに議員ご指摘のように、上と下をはねて真ん中で計算するといったやり方もあると思います。

この落札者決定基準の4ページに、委員の平均値とするといったことで、6名の委員全員の数字で割って平均を出すというふうにこの中でも定めておりますので、これに基づいて点を出したと。

これにつきましては全国で総合評価を行っておる市町村等もございまして、そういったところの情報等も集めまして、その中で、審査会の中で最もよい方法という、慎重審議の結果まとめていただいた決定基準でございまして、それによって行ったということでございますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） それ、ほかのところの自治体も取り入れてということですが、それが本当によい結果であったのかどうかというのは私にはわかりませんが、これは落札とは、入札とは関係ございませんが、例えばスポーツで、例えばスケートとか体操とかいうときに、我が国ということはないですけど、やっぱりえこひいきということになる。やっぱり高い得点というのは排除してということもありますので、そこら辺考えられなかったのかということ、それについてもう一回お願いしたい。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 委員の点数のつけ方でございますが、先ほど議員さんおっしゃられましたように、体操の場合でしたら一番上と、体操もスキーのジャンプもですかね、いろんなところでそういうような評価はしておるところはございます。

ただ、2点とか点が上がっても、1委員さんが、それを6で割りますので0.33というような結果にもなりまして、それほど上と下をのけたのと変わらないんじゃないかなというような判断をしているところでございます。特に、それぞれ最後まで残っていただいて入札していただいた業者さんは日本でも有数の業者さんでございまして、私も書類も見せていただきましたが、足してやっていただいたらうんとありがたいなというような評価はしているところでございまして、それぞれ長短と言いますか、そういうことがございまして、点数にもそれほど大きな差は出てこなかったわけでございますが、アタカさんについては放流量とか水質、水処理のシステム、それから汚泥の減量とか大変高い、そこ

の部分については評価をいただいたということでございますので、ご理解をよろしく願いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○８番（緒方正綱君） それと、落札者決定基準の資料の最後のページですか、６ページ、「加算点の評価項目・評価内容及び評価点の視点」と、基準というのがございますが、これ、後でまた公表をしてくれるとは思いますが、これのこの基準、どういう基準で例えばこの評価点につながったのかというのが、この議会の中で本当は出てくるべきじゃないですか。これが、我々議員がこの、まあ言うたら、入札が適正であるのかないのか判断をする決定の事項につながるんじゃないろうかと思いますが。ただ単にこの評価点が７０点、８０点で、ああ、そしたらここに決まったら、じゃなくて、やはりどういう、もう少し議会に対して親切丁寧に、６つの項目ありますわね。それに対して何点何点何点、各業者、札を入れた業者が何点何点何点と、それぐらいの資料というのは議会に対してやっぱり示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 確におっしゃるように、技術点の評価の結果表については今現在、公表に向けて委員さんと調整をしております、最終的な公表についてはできるだけ早い時期にやりたいというふうに思ってます。

もうちょっと細かい資料をということで、それぞれ各業者さんの評価、この項目については何点取ったかというような評価が欲しかったということでございますが、審査結果の公表がまだちょっと整ってませんので、ようお出してなかったところでございます。大変申し訳なかったなというふうに思います。このことについてはホームページ等でも公表しますので、当然議員の皆様にも見ていただくというようなことになろうと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑ありませんか。

岡峯久雄君。

○１９番（岡峯久雄君） それぞれの議員さんから質疑が出ましたが、先ほど３番議員からの質疑の中で担当課長よりランニングコストとメンテナンス、それについては答弁があったと思いますが、耐用年数については審査会及び町はどういう判断、どういう判断というか、評価をしたのかと、例えば、請負業者が技術提案のときというのは、かなりな思いをされて技術を提案されたと思うのですがけれども、例えば、技術提案にそぐわなかった場合、将来的に、町としての対応は今後どういうふうに考えておられますか、お伺いしま

す。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

まず初めに耐用年数といったご質問であったと思います。機械につきましては5年から8年、それから長いもので13年といったような耐用年数になっていると思います。

躯体につきましては15年間は間違いのない施設ということが基本になっておりますが、15年で終わらすわけにもいきません。それで、当然、今の施設が34年間経過をしております。途中での防水塗装とかそういったメンテナンスもすることによりまして、当然30年といったような長期間にわたって使用ができる施設ということになろうと思います。基本的には今の34年間に匹敵するぐらいな長期間の耐用に、使用に耐えられる施設にしていこうということで提案も求めているところです。

（19番岡峯久雄君「請負業者が技術提案をされると思うがですけれど、それにそぐわなかった場合」と呼ぶ）

すみません。それにつきましては当然、共同企業体におきましても施工管理をされるわけでございますが、町としましても別個に施工管理についてコンサルタントへの委託を考えております。今現在、発注をするよう準備をさせていただいておりますが、そこと建設課の技術職員とが連携、協議をしまして、技術提案仕様書に基づく提案に沿った内容の工事がされているか、設計からされているか、それから設計に基づいた工事がされておるかといったことについては、そこで担保をしていきたいというふうに考えております。

そして、受け渡しの時期におきましては提案のあったような水処理、そういった処理がきちんとできる施設であるかどうか、そういったことについては検証をいたしますし、それから瑕疵としまして通常1年でございますが、3年でありますとか、防水とかそういったものについては、防水塗装とかいったものにつきましては10年間の瑕疵担保といったような形で契約の中にもうたっておりますので、工事が完成してすぐに出てくる瑕疵でない、後から出てくる瑕疵も当然ございますので、そういったことは契約の中で担保をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第75号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号四万十町汚泥再生処理センター建設工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

十和総合支所長岡本順一君より先ほどの答弁の訂正があるそうですので、許可します。

岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 8番議員さんの変更金額の見積単価の内容について訂正をさせていただきたいと思います。

単価の決定につきましては設計業者におきまして、3社の専門業者から見積もりをいただきまして、一番低い見積もりの金額の90%の金額を採用して、入札時の入札減、先ほどは98と申し上げましたけれども、97.77%でございますけれども、これを掛けたもので施工業者と変更金額の協議を行って決定をしております。事前の説明が少なかったことと併せましてお詫びを申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 以上の訂正でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第12 発委第6号議員派遣の件についてを議題とします。

議会運営委員長山岡義正君から地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条並びに地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出されております。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは、議会運営委員長の私より発委を申し上げま

す。

発委第6号。四万十町議会議長宮地章一様。

四万十町議会議会運営委員長山岡義正。

議員派遣の件について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

お配りしておりますが、裏面に書いてあるとおり議員派遣の件でございます。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により次のとおり議員を派遣いたします。

この案件につきましては、6月までの議員の派遣が決定をいたしました、目的、期日、場所、派遣議員について決定をいたしておりますので、その件について提案させていただきます。

研修等の内容につきましては第37回町村議会議長・副議長研修会、それから高津川漁業協同組合視察研修、東京四万十会総会、以上3つの案件でございます。目的、期日、場所、派遣議員につきましてはお手元に配付しておるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第6号議員派遣の件についてを採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第6号は原案のとおり可決され

ました。

お諮りします。

ただいま発委第6号が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第3回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成    年    月    日

四万十町議会議長

平成    年    月    日

四万十町議会議員

平成    年    月    日

四万十町議会議員